

# 第19回 京都市路上喫煙等対策審議会 議事次第

開催日 令和4年8月10日  
時 間 午前10時～12時  
会 場 職員会館かもがわ2階 大会議室

## 1 開会あいさつ（文化市民局長）

## 2 議題

- (1) 路上喫煙対策の取組について 資料1  
(路上喫煙等禁止区域及び件数、定点調査の状況)
- (2) JR西大路駅北側喫煙場所新設について 資料2
- (3) 条例における禁止区域名称の理解促進及び今後の取組について 資料3

## 3 閉会あいさつ（くらし安全推進部長）

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
会長	伏見 康司 ふしみ こうじ	弁護士
副会長	岡本 昌子 おかもと あきこ	京都産業大学法学部教授
委員	上田 照雄 うえだ てるお	京都商店連盟会長
〃	佐々木 道高 ささき みちたか	市民公募委員
〃	竹谷 静流 たけたに しずる	市民公募委員
〃	田宮 賀代 たみや のぶよ	洛和会音羽病院呼吸器内科副部長
〃	羽田 浩一 はだ ひろかず	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議 代表副幹事
〃	藤下 洋明 ふじした ひろあき	京都市立中学校 P T A 連絡協議会理事

(任期は、令和3年8月10日～令和5年8月9日)

第19回 京都市路上喫煙等対策審議会  
資料一覧

・資料1	路上喫煙対策の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
・資料2	JR 西大路駅北側喫煙場所の新設について・・・・・・・・	7
・資料3	条例における禁止区域能称の理解促進及び今後の取組について・・・・	9

## 路上喫煙対策の取組について

### 1 概要

路上喫煙等による身体や財産への被害の防止を図ることで、市民及び観光旅行者等の安心安全を確保するため、平成 19 年 6 月 1 日に、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

市内全域において、道路や公園等の屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、市内 3 箇所の路上喫煙等禁止区域（過料徴収区域）においては、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者から千円の過料を徴収しております。

このほか、路上喫煙禁止ステッカーや路面シートなど、さまざまな媒体を活用した周知啓発や喫煙場所の設置などにより、路上喫煙者は減少しています。

### 2 取組

#### (1) 過料処分について

ア 路上喫煙等禁止区域（過料徴収区域）の指定

条例に基づき、審議会の答申（別紙 1 参照）を経て、現在は「市内中心部」、「京都駅周辺」及び「清水・祇園地域」を指定しています（別紙 2 参照）。

イ 路上喫煙等監視指導員の巡回

・人数 : 7 名（令和 4 年 8 月時点）

交代制勤務で 1 日につき 4~7 名勤務。1 班 2、3 名体制で巡回。

・実施日 : 年末年始を除く毎日。

・巡回時間 : 7:30~19:10

ウ 過料処分件数の推移と違反者の傾向

令和 3 年度の処分件数は 363 件（令和 2 年度は 424 件、令和元年度は 825 件）。

平成 24 年度 6,794 件をピークとして減少を続けています（別紙 3 参照）。

違反者の多数を占めていた外国人観光客については、新型コロナウイルス感染症の影響で激減しております。ただし、外国人観光客の受入れ緩和に合わせて、外国人観光客の違反者の増加も想定されるため、引き続き違反者の傾向に注視していきます。

#### (2) 公設喫煙場所の設置

ア 整備の目的

喫煙者と非喫煙者の共存、周辺のたばこのポイ捨ての減少、喫煙マナーの向上等を目的として、条例制定時の市議会の付帯決議及び審議会の答申（別紙 1 参照）に基づき設置しております。

#### イ 設置経過

禁止区域を中心に、これまで 19箇所の公設喫煙場所を設置しております。

	喫煙場所名称	供用開始年月
1	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	平成 20 年 5 月
2	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	平成 23 年 6 月
3	清水坂観光駐車場（休憩所内）	平成 24 年 1 月
4	〃（北側緑地帯内）	〃
5	京都駅北口広場（バスターミナル東）	平成 24 年 2 月
6	東塙小路公園内（西洞院通塙小路下る）	〃
7	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	平成 25 年 3 月
8	京都駅八条東口	平成 26 年 4 月
9	J R 山科駅前北広場	・平成 26 年 10 月 ・平成 30 年 12 月 (敷地を拡大)
10	J R 西大路駅南側	・平成 26 年 10 月 (移設に伴い撤去) ・令和 3 年 12 月 (移設に伴い新設)
11	高台寺公園内	平成 27 年 12 月
12	京都駅八条西洞院	〃
13	J R 桂川駅前	・平成 27 年 12 月 ・平成 30 年 12 月 (敷地を拡大)
14	京阪中書島駅前	〃
15	京都駅みやこ夢てらす	平成 28 年 12 月
16	京都駅八条西口	〃
17	京都駅サンクンガーデン前	〃
18	京都駅北口広場（タクシープール東）	平成 29 年 3 月
19	J R 西大路駅北側	令和 4 年 3 月

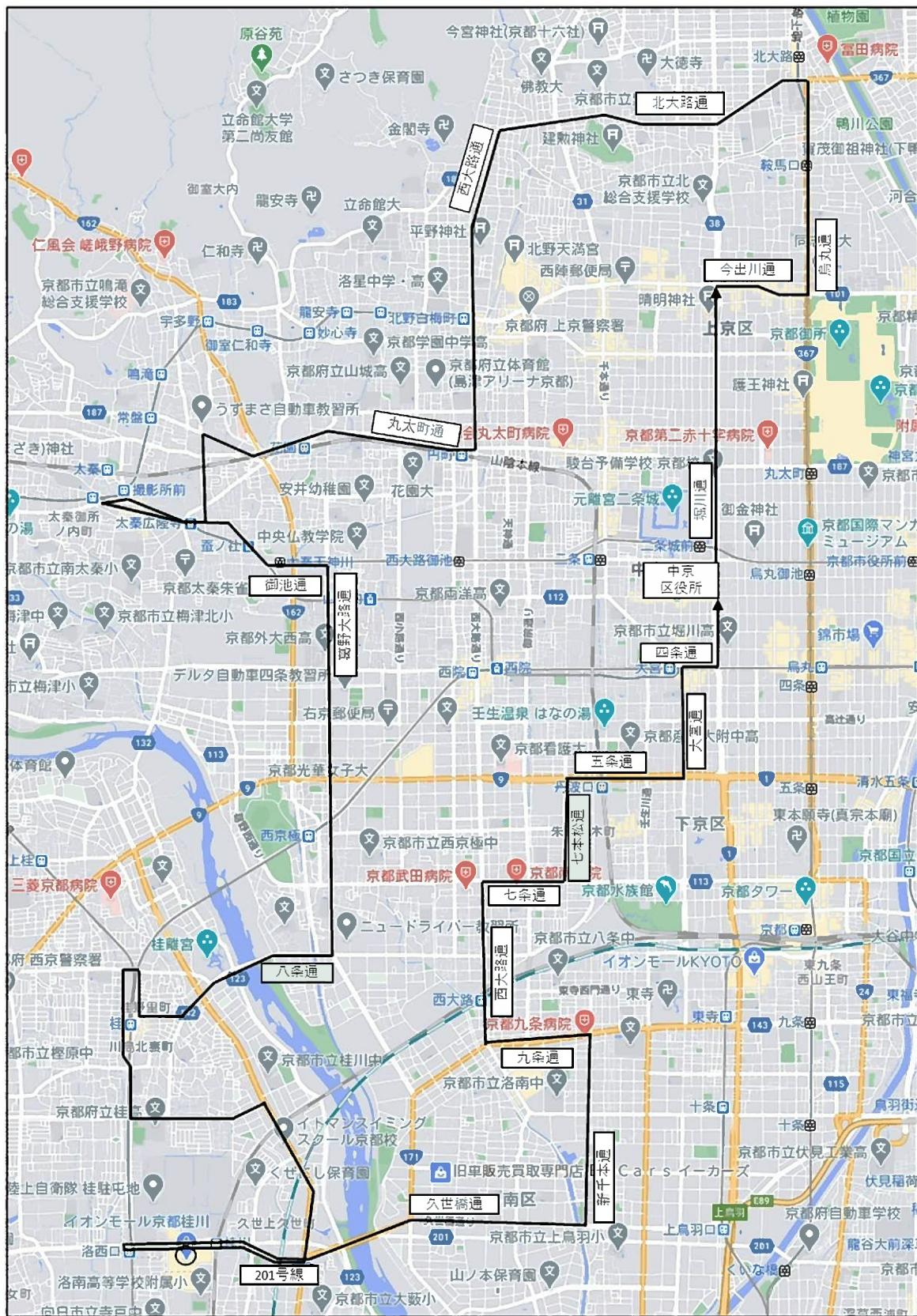
#### (3) 広報

令和 4 年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に注視しながら、街頭啓発を実施しております。(別紙 4 参照)。

#### (4) 禁止区域外での取組

区域外において、条例の認知度が高いとは言えず、市民や観光客等からの苦情等が多いため、街頭啓発・指導及び拡声器付き公用車を用いた音声放送による啓発を実施しております。

#### 【公用車を用いた音声啓発コース例】

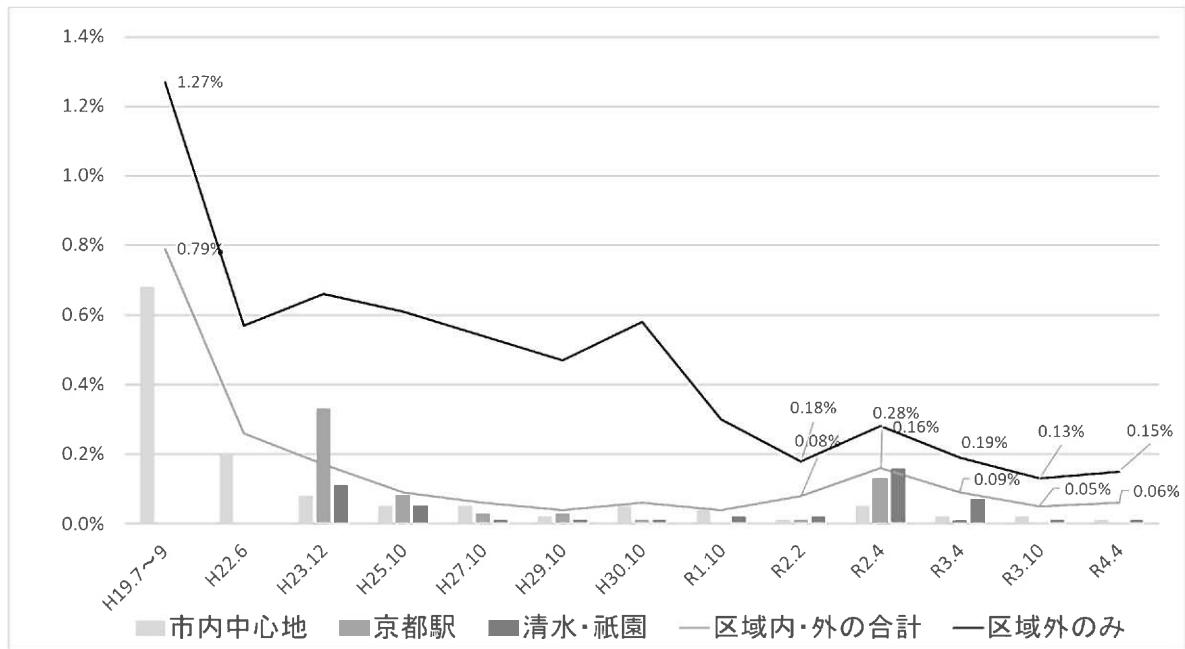


## (5) 路上喫煙率の推移について

禁止区域を中心に 60箇所のポイントを定め、通行人に占める喫煙者の割合を定期的に調査しております。※令和元年度までは 30箇所で実施。(別紙 5 参照)

範囲	H19.7~9	H22.6	H23.12	H25.10
市内中心地	0.68%	0.20%	0.08%	0.05%
京都駅	-	-	0.33%	0.08%
清水・祇園	-	-	0.11%	0.05%
区域内・外の合計	0.79%	0.26%	0.17%	0.09%
区域外のみ	1.27%	0.57%	0.66%	0.61%

	R2.2	R2.4	R3.4	R3.10	R4.4
0.01%	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%	
0.01%	0.13%	0.01%	0.00%	0.00%	
0.02%	0.16%	0.07%	0.01%	0.01%	
0.08%	0.16%	0.09%	0.05%	0.06%	
0.18%	0.28%	0.19%	0.13%	0.15%	



### 3 路上喫煙に関する御意見・要望等の内訳（市長への手紙等を含む）

#### (1) 受理件数

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）：329件

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）：239件

#### (2) 分類別受理件数

○令和2年度

総計	329
【分類別内訳】	
路上喫煙者の通報	94
うち、タクシー運転手	15
取組の推進要望	92
うち、禁止区域の拡大	15
うち、巡回指導の拡充	24
うち、罰則の強化	11
うち、標示類の充実	17
うち、周知啓発	25
施設等の苦情	57
うち、民間施設	43
うち、飲食店	17
うち、コンビニ	12
うち、病院	2
うち、たばこ店	4
うち、公共施設	14
うち、公園	9
公設喫煙場所	100
うち、苦情	5
うち、撤去要望	69
うち、改修要望	6
うち、一時閉鎖関連	11
うち、増設要望	4
うち、山科駅喫煙場所(2箇所)	22
うち、京都駅喫煙場所(7か所)	11
うち、中書島喫煙場所	1
うち、桂川駅喫煙場所	22
うち、東塩小路公園喫煙場所	3
うち、西大路駅前喫煙場所	4
うち、西木屋町喫煙場所	4
その他	31

○令和3年度

総計	239
【分類別内訳】	
路上喫煙者の通報	108
うち、タクシー運転手	10
取組の推進要望	29
うち、禁止区域の拡大	3
うち、巡回指導の拡充	5
うち、罰則の強化	2
うち、標示類の充実	6
うち、周知啓発	4
施設等の苦情	42
うち、民間施設	38
うち、飲食店、居酒屋	21
うち、コンビニ	2
うち、病院	2
うち、たばこ店	6
うち、公共施設	4
うち、公園	2
公設喫煙場所	54
うち、苦情	18
うち、撤去要望	19
うち、改修要望	1
うち、一時閉鎖関連	10
うち、増設要望	2
うち、山科駅喫煙場所(2箇所)	3
うち、京都駅喫煙場所(7か所)	22
うち、京都駅八条東口	10
うち、みやこ夢テラス	8
うち、中書島喫煙場所	2
うち、桂川駅喫煙場所	7
うち、東塩小路公園喫煙場所	1
うち、西大路駅前喫煙場所	3
うち、西木屋町喫煙場所	5
その他	6

※分類数は御意見・要望内容によって重複計上あり。

### 4 その他（たばこに関連する状況の変化）

#### (1) 喫煙者の動向

喫煙率は年々低下傾向にあります。厚生労働省が実施している「国民健康・栄養調査」によると、20歳以上で「習慣的に喫煙している者」の割合は平成19年調査で男性39.4%、女性11.0%でしたが、令和元年調査では男性27.1%、女性7.6%となっています。

※令和2、3年の「国民健康・栄養調査」は新型コロナウイルス感染症対策の影響により中止。

#### (2) 厚生労働省による受動喫煙対策の進展

健康増進法が改正され、公共施設で原則敷地内禁煙となったほか、令和2年4月1日からは事業所、飲食店、ホテルなど多くの施設で原則屋内禁煙となっております。

### (3) 喫煙に対する世論の変化

規制強化等と同調し、さまざまな機関、団体がたばこの煙の害についての啓発を行っており、世論に広く認識が広まるとともに、喫煙マナーについての意識が高まっています。

### (4) 加熱式たばこの普及

加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものです。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なります。

厚生労働省が公表している令和元年国民健康・栄養調査結果によると、習慣的に喫煙している者のうち加熱式たばこを使用している人の割合は、男性で 27.2%、女性で 25.2% という結果が出ています。また、加熱式たばこの年齢別使用割合が高いのは、男性・女性とも 30 代で、それぞれ 35.7%、50% となります。

加熱式たばこは、受動喫煙による科学的な健康被害への影響が不確かであり、他都市でも過料の対象としない自治体が多数を占めています。本市においても、路上での加熱式たばこ喫煙者に対しては過料を科すことなく、指導に留めることとしております。

今後も他都市の動向、新たな研究結果に注視しながら、検討を継続する必要があります。

## JR 西大路駅北側喫煙場所の新設について

### 1 新設経過

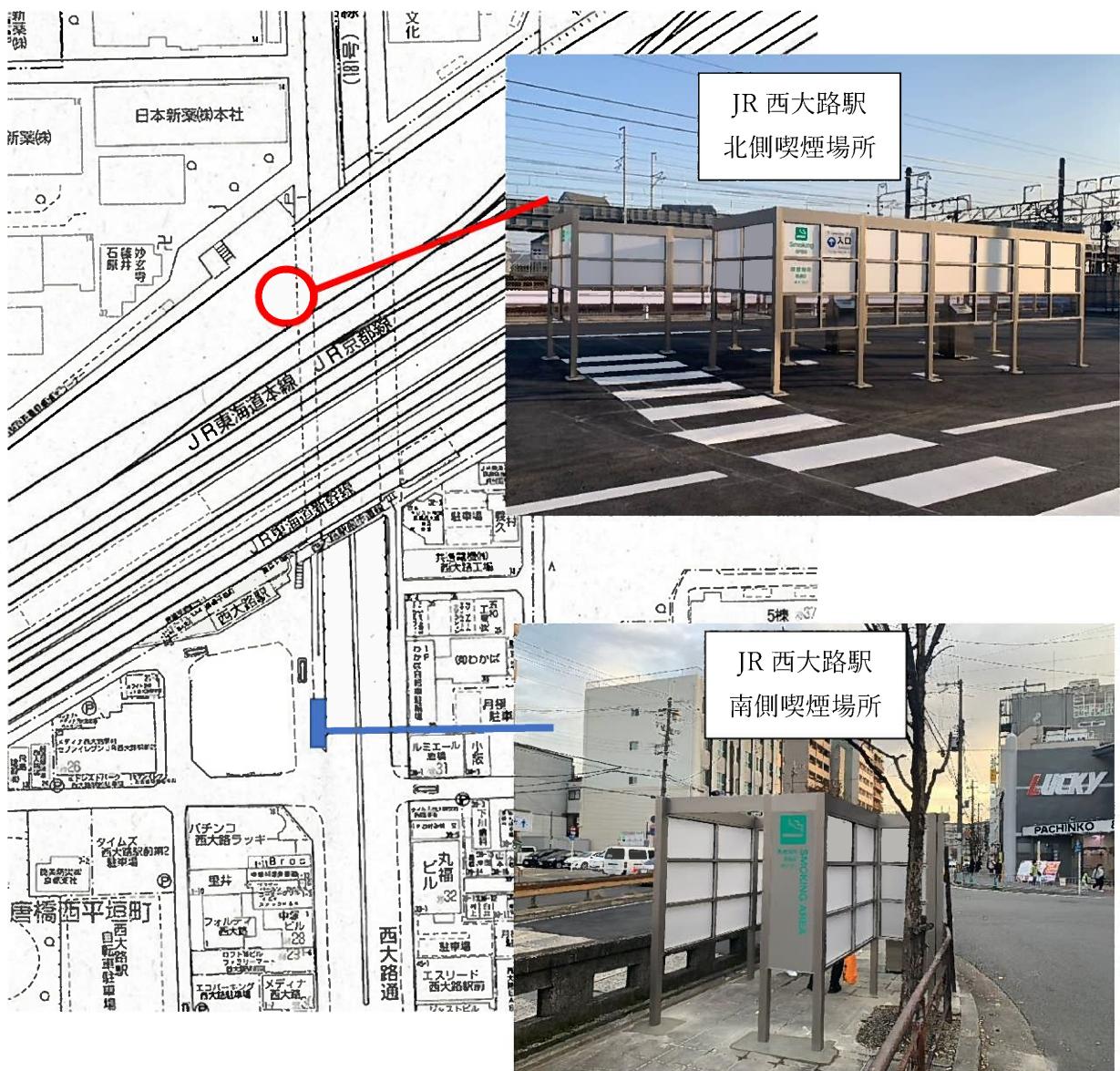
JR 西大路駅南側喫煙場所については、駅前における路上喫煙及びポイ捨てが常態化しており、喫煙場所の設置について、地元による要望を受けたため、平成 26 年 10 月に設置を行いました。

また、令和 4 年 3 月に JR 西大路駅のバリアフリー化工事に合わせて、新たに JR 西大路駅北側改札口が設置されることから、北側にも喫煙場所の設置を行いました。

### 2 供用開始日

令和 4 年 3 月 20 日（日）から供用を開始しております。

### 3 新設位置及び JR 西大路駅周辺の喫煙場所設置状況





## 条例における禁止区域名称の理解促進及び今後の取組について

### 1 これまでの取組

平成19年6月1日の条例施行後、15年にわたり、路上喫煙等監視指導員による巡回指導や過料処分に加え、様々な周知啓発の取組を行ってきた。それらの取組の結果、路上喫煙の苦情数や過料処分件数が大きく減少していることから、市民や京都市を訪れる観光客に対して「京都では路上喫煙をしてはいけない」との認識が一定進んでいると考えている。

### 2 区域名称を含めた路上喫煙に関する意見

#### (1) 市民、事業者

- ・ 路上喫煙等禁止区域以外では、たばこを吸ってもよいと思っていた。
- ・ 過料を取られないで大丈夫と考えている人がいる。
- ・ 路上喫煙等禁止区域以外での路上喫煙防止対策を強化してほしい。

#### (2) 審議会

- ・ 市内全域で路上喫煙がダメであるという認知度が低い。
- ・ 過料徴収地域では一定認知されているが、区域外は吸ってもいいと思っている人が大半である。
- ・ ポスター掲示、路面シートなど更なる周知啓発が必要である。

#### (3) 市会（文化環境委員会（令和4年5月26日、6月7日））

- ・ 条例上、市内全域で路上喫煙をしてはいけないと努力義務を課し、過料を徴収する区域を“禁止区域”と定めているが、これだと「“禁止区域”以外では路上喫煙が可能」という誤った認識が広がることにつながってしまう。
- ・ 努力義務ではあるが市内全域で「路上喫煙をしてはいけない」、そのうえで「一部の区域では過料が取られる」ということをわかりやすく周知すべきだ。
- ・ 条例上の区域名称がわかりにくく、誤解を与えるのでわかりやすい文言に改正すべきだ。

### 3 課題と今後の取組（事務局提案）

#### (1) 課題

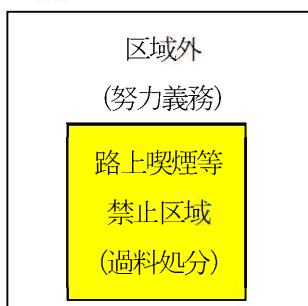
次の点について、市民や観光客にとって十分にわかりやすいものとなっていない

- ① 市内全域で路上喫煙をしないよう努力義務が課せられていることについて
- ② 路上喫煙を禁止する「禁止区域」と「それ以外の区域（区域外）」の違いや区別について

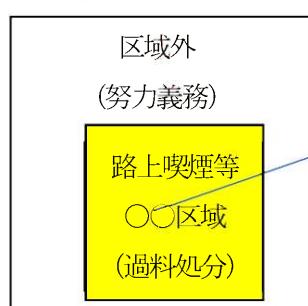
## (2) 今後の取組（区域名称の検討）

- ・ 区域外においても、路上喫煙をしないようにすることや、努力義務の範囲内で喫煙が規制されていることを、市民や観光客によりわかりやすく伝える必要がある。
- ・ また、区域外では喫煙をしてもよいとの誤解を与えないようにする必要がある。
- ・ については、区域外も含めて市内全域で路上喫煙をしないよう、市民や観光客に伝えるためによりわかりやすい「区域名称」の検討を行う必要がある。

変更前



変更後



名称は、  
・重点取締区域  
・対策強化区域 等、  
過料処分区域では路上喫煙が禁止  
だが、その他の区域でも努力義務が  
課されているということが認識し  
やすいような名称を検討。

(参考) 他都市区域名称事例

政令市名	区域名称	過料の有無	条例名称
札幌市	喫煙制限区域	○	札幌市ポイ捨て等防止条例
仙台市	重点区域	×	仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例
さいたま市	路上喫煙禁止区域	△	さいたま市路上及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例
千葉市	路上喫煙等・ポイ捨て取締り地区	○	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱防止に関する条例
横浜市	喫煙禁止地区	○	横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱防止等に関する条例
川崎市	路上喫煙防止重点区域	○	川崎市路上喫煙の防止に関する条例
相模原市	・路上喫煙禁止地区 ・路上喫煙重点禁止地区 (過料区域)	△	相模原市路上喫煙の防止に関する条例
新潟市	路上喫煙制限地区	○	ぽい捨て・路上喫煙防止条例
静岡市	路上喫煙禁止地区	△	静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例
浜松市	—	×	浜松市快適で良好な生活を確保する条例（市民マナーライン条例）
名古屋市	路上禁煙地区	○	安心・安全・快適条例
大阪市	路上喫煙禁止地区	○	大阪市路上喫煙の防止に関する条例
堺市	路上喫煙等禁止地区	○	堺市安全・安心・快適な市民共同のまちづくり条例
神戸市	路上喫煙禁止地区	○	神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例
岡山市	路上喫煙制限区域	△	美しいまちづくり、快適なまちづくり条例
広島市	喫煙制限区域	○	広島ぽい捨て等の防止に関する条例
北九州市	迷惑行為防止重点地区	○	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例
福岡市	路上禁煙地区	△	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例
熊本市	路上禁煙地区	△	路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例

△：罰則規定はあるが、過料徴収を行っていない。